

『空き家活用事業補助金』

のご案内

みよし市では、空き家バンクに登録されている住宅を多世帯で住む（多世帯同居・近居）ために取得したり、賃借したりする場合、その取得にかかる費用またはリフォームにかかる費用の一部を補助する「空き家活用事業補助金」を創設し、平成29年4月1日から補助を開始しました。

～・～・空き家活用事業補助金の目的～・～・

- ①みよし市内の空き家の有効活用を図るとともに、「みよしに住みたい・住んで良かった・住み続けたい」と思えるような環境づくりを進める。
- ②親世帯と子世帯が同居する（多世帯同居）ためや、親世帯の近くに子世帯が住む（多世帯近居）ための住宅取得等に対して支援することにより、子世帯の子育てに対する不安や負担の軽減、若者の定住を促進させ、将来にわたって活気のあるまちづくりにつなげる。

【対象者】

- ・多世帯（親世帯と子世帯が同居）で住むために、空き家バンクに登録された住宅を取得または賃借する者
- ・親（子）世帯の近くに住む（親世帯及び子世帯が市内に住む）ために、空き家バンクに登録された住宅を取得または賃借する者

※市税の滞納がないこと。

※親世帯、子世帯が生活保護法に基づく扶助を受けていないこと。また、親世帯、子世帯の構成員の全てが、みよし市暴力団排除条例に該当しないこと。

【対象住宅】

- ・みよし市空き家バンクに登録された住宅

【補助内容】

住宅の種類	住宅取得費補助額	リフォーム費補助額(上限)
多世帯同居住宅	60万円	20万円 (工事費の1/2以内)
多世帯近居住宅	20万円	10万円 (工事費の1/2以内)

※リフォーム費補助は、賃借した住宅をリフォームした場合が対象となります。

《お問い合わせ》

・みよし市都市計画課 空き家活用補助金担当 Tel 0561-32-8021 (ダイヤル)

FAX 0561-34-4429